

平成29年度第2回徳島県少子化対応県民会議 概要

日時：平成30年3月15日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場所：県庁10階 大会議室

次第：1 開会

2 部長あいさつ

3 議事

（1）平成30年度徳島県少子化対策予算について

（2）「第2期徳島はぐくみプラン」の進捗状況について

（3）その他

4 議事概要

事務局から議題（1）から（2）について説明

質疑応答

【会長】

事務局から議事（1）と（2）についてまとめて説明がありました。まず、議事の（1）、資料としては資料1から資料5までの予算関係の議題につきまして、ご質問やご意見を伺いたいと思います。どなたでも結構ですのでご発言ください。挙手をお願いいたします。

【委員】

資料1の3ページの16番、一番予算の多い認定こども園整備事業費補助金というところ、すごく大きな補助金なんですけども、事業概要の中に、施設整備、おそらく新しく認定こども園を作っていく上では、私の近隣でも建てているのでよくわかるのですが、先ほどご説明のあったように保育人材育成というのは、前の会議でもそうだったんですけども、認定こども園になりますと保育士と幼稚園教諭の資格が必要になるのではないかとお聞きしております。そうなりますと、資格、スキルがアップしてきますよね。だから、この予算に関しては施設整備に関してなんですけど、人材、そういった保育士あるいは資格を得た人たちへの扱いを上げていくということが必要になるのではないかな。給与面では全国的に低い保育士さんですから、更にスキルをアップする、資格も必要となってくるわけですから、人材に対しての投資というのがこの中には入っていないようなのですが、今後どういうふうになれるかということが1つあります。

【会長】

保育士の資格取得に対する補助がないのかという御質問だったと思います。今、保育士資格を持っておられる方は、特例制度で幼稚園教諭免許状をとれるように、五年計画でやっています。逆に、幼稚園教諭を持たれている方は保育士の資格を取れるようになっていきます。逆に、幼稚園教諭免許状をもたれている方は保育士資格を取れるようになっていきますけれども県としての取組みがありますでしょうか。

【事務局】

ただいま保育士の養成について、どのようにするのかということなんですけれども、まず、もともとの保育士さんを新たに養成するという事で申し上げますと、県内に養成機関が9つございまして、そこで養成をしていただいているんですけれども、学費といえますか、養成上の必要な経費等について、県のほうで貸付をいたしまして、一定期間、県内の保育所で働いていただくと返還免除になる、というような貸付制度というものがございます。さらに先ほど会長のほうからご紹介を頂きましたように、片方の免許を持っている人がもう一方の免許を取るという場合に、経費の一部を県のほうで助成するという制度もございますので、そういったかたちで、両方の免許を取っていただくことに対してもそうですし、新たに保育士を養成して、保育士になっていただくという施策も展開しているところです。確かに保育士不足ということは言われておりますので、せっかく施設は作ったけれども、保育士が足りなくて定員まで受け入れができないということがないようにしっかりと、保育人材の確保についても積極的に取り組んで参りたいと思います。

【委員】

ありがとうございます。やはり人を育成するというのが、われわれ医療関係もそうなんですけども、中心に置いていただくということが、子どもたちのために、是非とも必要だと思えます。設備を作っても中身が、ということになりますので、どうぞよろしく願いいたします。もうひとつ続いて、資料1-4の「子育てするなら徳島！プロジェクト」について説明があったと思うのですが、これも質問したいのですが、保育料等は第3子以降という言葉がよく出てくるのですが、多くの場合は第1子か第2子、本当にもう少し希望があったらもう1人増やしたいという方が実際はいるんですが、現実にもう1人が増やせないのが、第1子や第2子でとどまる方が多くないかと思っております。現実、そういう方が多いのですが、小児科の医療機関に来る方でも第3子以上の家庭もおられるのですが、対象が、どの程度、徳島では子どもを持っている割合が第1子で何パーセント、第2子で何パーセント、第3子以上は何パーセントぐらいの割合があるのかなという、実際の数値は私はわからないのですが、第3子以降よりも、もう1人増やすためには第2子を持っている家族にも手厚く保護することによって、第3子になるのではないかなど。第1子の方も、今大変だから第2子をあきらめている方もいらっしゃるのではないかとお聞きしています。そういうところがあるので、「第3子以降」という言葉がたくさん出てくるのですが、やっぱり第1子の方にも、第2子の方にも、子どもを持っている家族に対しても、徳島県は「子育てするなら」ということをいうのであれば、もっとそこを支援するようなかたちをしてあげるといいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【会長】

ありがとうございます。「子育てするなら徳島」という言葉に見合った魅力のある子育ての支援ということで、第2子からの支援をもう少し充実させていってはどうか、と。割合としても、第1子、第2子のご家庭が多いと思っておりますので、第2子に特化した対策

があれば、御紹介をいただきたいと思います。

【事務局】

第3子としているのは、できるだけ多くのお子さんを産んで育てていただくという、それが人口減少にいかん歯止めをかけるかということにもなっています。もちろん、子育てをする環境という意味で言うと、第1子でも第2子でも同じなのでしょうけれども、全国的にも第3子以降に優遇を行うというのは、一般にとられている施策だと思います。第2子についての施策については今後検討してまいりたいと考えております。

【委員】

さきほど委員さんがおっしゃられたことに関連するんですけども、やはり保育士等への待遇改善、いろいろな事業に対する支援というお話がありましたけれども、やはり待遇改善を絶対しないといけないというのはもう間違いないことをごさいますて、今から2年経つとですね、日本の女性の半分の方は50歳以上になる。そういうふうな厳しい統計が各種出ています。国立社会保障・人口問題研究所とか生活総研とかのですね、これから10年後の日本、東京でもです、2025年には未婚率の上昇と出生率の低下で人口が減ると。その翌年にはですね、日本赤十字社の試算ですけども、日本で献血で85万人分の輸血が不足する。手術もできないような状況になるというのが10年以内に訪れるというですね、今のまいますと、そういう状況の中で、やはり子育てに必要なですね、皆さん方への支援というのを早急にしないと、日本は手遅れになってしまうという状況を真剣に考えていかないといけないと思います。ですからここに加速化とかですね、強化という話がありますけども、真剣にその辺をやらないといけない。保育士さんの資格を取ることをですね、誰でも取れるということにすることと、保育士の資格を持っていながらですね、やはり待遇の問題で働けないという方たちがいます。これを解決すると、就業と、保育と、子育てと、労働力の確保、そういうことが約束されると、結婚にも結びついていくと思うのですよね。そういった循環的な部分で、県のほうもですね、各セクションが集まって会議を開かれていると思います。ひとつ質問ですけども、もうすでに日本で取組みが行われていますけども、保育士さんが自分の子供を預けて、それで他のお子さんたちを保育するというシステムを取っているところもありますので、そういった部分も含めて早急に検討していかないと、これ、3年でこうなりましたとか悠長なことを言われる時代ではないような気がするのですが、いかがでしょうか。

【会長】

ありがとうございます。資料1-3に待機児童の現状のところですが、平成29年4月1日現在、徳島県は60人から94人に待機児童数が増えています。また、待機児童数に関しては、10月にも統計を取っていますが、徳島市だけでも92名の待機児童がいるという報告もされています。その背景には保育士不足の問題があると、前回の会議でも話題になったところです。ただ、養成はたくさん施設でされていて、県外や企業に流れる学生もいるけれども、多くの学生は地元で就職しているということも聞きます。

保育士不足ということが常に話題に上がるんですけども、徳島の現状として、就職はするんだけど、続かない、離職が多い、それが待遇の問題であるとか、いろんな要因があると思いますので、現場の声もしっかり聞きながら考えていけないと感じます。保育士不足に関しまして、具体的な現状から議論できたらと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】

私は助産師ですので、助産についてはまた意見もありますけども、保育士について不思議なことをお聞きしたんですね。これ、素人からお聞きしたので、本当かどうかわからないのですが、保育士さんが結婚して出産をする、妊娠をするという時期を、あなたはこの時期についていうふうに決められているらしいんですね。そういうことがあるんだと、現実にはそれが守られなかったらやめさせられる、補充がないから、保育所がどんどん収容人数が減っているんだという、そういうことを聞いて、そういうことがあり得るのかと本当に不思議に思いますけども、そういう現状をついこの前聞いたところです。

【会長】

ありがとうございます。保育施設の見学ツアーというのがあって、今年度参加させてもらったんですが、ある保育所では、ニーズがあるが保育士が不足して、定員まで預かることができないと言うことを聞きました。保育士不足は間違いないと思うんですけども、一方では、しっかり保育士養成をしていて、就職もして、そのギャップをすごく感じます。

【事務局】

先ほど、県内の保育士の状況についてという御質問ですので、まずその状況について簡単にご説明させていただきますと、だいたい県内の保育士として登録されている方というのが実際には1万人ぐらいいらっしゃるんですけども、そのうち保育所とか認定こども園等で勤務されている方というのが、3,300人ぐらい。3分の1ぐらいの人が登録している方の中で働いているという状況にあります。そうすると残りの6割ぐらいの方に向けて、先ほど新たな保育士の養成についてというようなこととお話をさせていただきましたけれども、潜在保育士に対しても、また就職していただくに当たっての研修とか就職の準備金みたいなものをご用意したりして、就職しやすい環境づくりをしておりますし、あるいは会長からも御紹介がありましたように、実際に保育の現場をご覧いただいたりとか、また保育士として現場に戻っていただくようなことについても、施策として展開している状況です。それで、先ほど賃金が安いのではないかというようなお話がありましたけれども、処遇改善に向けては、民間の保育所というのは、国のほうが定めた一定の基準に基づいて、給与が払われているというところもございまして、国の制度の中では毎年のように数パーセントですけれども処遇改善が行われているという状況です。たとえば最近で申し上げますと、平成27年度においては3パーセント改善されておりまして、それプラス、人事院勧告分ということで乗ってくるんですけども、それが1.9パーセントということで給与改善が図られています。28年度については

通常の処遇改善というのではないんですけども、ベースアップ分で1.3パーセントは上乘せされている。29年におきましては、2パーセントの改善が行われているのに加えまして、新たな制度といたしまして、その保育士さんのキャリアに応じまして、7年以上の方で副主任クラスの方については4万円、3年以上で一定の研修を経た職員に5万円というようなかたちで国のほうでも処遇を改善するために給与を上げていく方向で進めているという状況にはあるのかなと思っています。ただなかなかそうは言ってもいろいろと過酷な労働条件であるというようなことはよくお聞きはしております。そういったことでは今回も施策として提案させていただいておりますけども、子育て支援員という、子育てにも携われますし、周辺業務を主に担っていただいて、その子育て支援員さんが保育園に入ってくることで、保育士さんの業務が若干でも負担軽減されるというようなところを目指して、子育て支援員を雇用する経費につきましても、市町村と協力して支援していこうという事業を今回、組み立てております。それが資料1-3のところ、子育て支援員雇上支援ということで、これが直接の保育士さんを云々と言うことではないのですけれども、保育士さんの労働環境を良くすることによって、保育士さんの離職防止といいますか、そういったことを目指すために子育て支援員を雇っていただく。そういう様々な施策を繰り広げる中で、保育士さんが働きやすい環境づくりをしていきたいと考えております。それともう1点だけなのですけれども、保育士さんが保育所に子どもを預けて働けるようにということで、国のほうからも保育士さんについては優先的に保育所で預かってあげてくださいと、要は保育所に入るに当たっては、市町村ごとに優先順位を付けて、保育所に入れていただいているというところなんですけども、子どもをお持ちの保育士さんについては、優先度を高めてくださいよというような国のほうからの通知もありまして、保育士さんにも働きやすい環境を整えていこうという取り組みでございます。

【委員】

支援員のことですが、家にあつては私たちじいじばあばが子育てを支援できるのですが、保育所での支援員は、資格のある方を指しているわけですか。

【事務局】

ここで申し上げている子育て支援員というのは、子育て支援員の研修を受けた、そういう方を指しているということです。

【委員】

この研修を受ける前提は、保育士の免許証を持っている方ですか。

【事務局】

保育士ではないです。

【委員】

子育てに関心があつて、豊富な方で。

【事務局】

一定のプログラムの研修を受けていただいた方ということになります。

【委員】

年齢制限はあるんですか。

【事務局】

年齢制限はございません。

【委員】

何年も前から、潜在保育士のことが取り上げられていますが、とにかくママたちが早く働きたいのに働けないという現状を打破してほしいというのが願いです。今日質問はそれ以外のことなんですけど、構いませんか。実は今回、赤ちゃん授業の件と読書の件についてちょっとおたずねしたいと思います。資料1-2で子育て支援の中に親力アップとか、児童虐待防止のプログラム、私たちもやっております。次の児童・生徒が乳幼児とふれあい体験を行う赤ちゃん授業、その件について。徳島県の教育委員会が「命の輝き事業」というのをやってくださっていて、それとタイアップして、赤ちゃんとのふれあい体験事業、私たちのほうも4年間、やってまいりました。それを独自にやっておりますので、すごい金銭面も大変ですが、やっぱりこの事業を行うことによって、自分の命を大事にする、赤ちゃんを大事にするということは自分も大事にする、それはひいては友達も大事にし、仲間も大事にし、というふうにつながっていきますので、それがいじめの予防になるのではないかと考えています。大人になったときに、それが子どもの虐待防止にもつながりますので、本当にこの事業をやっていただきたいと思っています。地域の力を利用して、私たち、ひろば事業をやっている者は、親子という資源があります。その資源を利用して、赤ちゃん授業ができるのではないかと、そう思ってやってきたのですが、やっぱり中学生との授業となってくると教育委員会との兼ね合いもあります。そこで私も模索しまして、やっぱり毎年できないですね、校長先生とか学校の方針とかありまして。石井町も、阿南市の実行委員会を見習いまして、平成30年からは実行委員会を立ち上げて赤ちゃん授業をするようにしました。まだそこまで到達しておりませんが、とにかくやりたい、子どもの未来のためにやりたいと考えております。それがやっぱり県下に広がっていただきたいので、やはり子育て総合支援センターみらいさんのお力も借りたりして、どうにか県下に広げていけないか、お願いしたいと考えております。それが一点です。それと二つ目、本を読むというのが、資料3の9にあります。1日10分の読書ですね、今、私が知る限り、読書というよりも今、読み聞かせというのが一般化しておりまして、あちこちで読み聞かせグループさんができたり、学校に保護者の方が行かれて、読み聞かせというのをやっておりますよね。でも、私がいろいろ聞いた中で、読書というのは、自分が読み解くことで、他の授業、算数、数学だったり、ほかの面でも本当に大事な力になります。読書ができていないというのを、学校じゃなくて家庭でというふうになっていますけども、今、本当に家族、ママたちも忙し

かったりして、それを学校じゃないところでやってくださいという感覚になっているので、それを本来の学校の余った時間、読み聞かせに来てくださるのは本当にありがたいんです。ひろばにも来てくださっていますし、でも年齢によったら、読み聞かせじゃなくて読書をする時間、10年ほど前に、「朝読」というのがどうかということで取り上げられてきたんですが、それがいつの間にか読み聞かせに変わっています。読み聞かせじゃない学年に達したときに、読み解く力の読書をする時間に変えていただくというのは不可能なのでしょうか。その2点についてお願いいたします。

【会長】

御質問が2点ありましたが、まず最初の赤ちゃん授業の継続希望からと思います。赤ちゃん授業につきましては、平成24年度からスタートして、今年度が5年目です。小中高からスタートして、今年度は大学も新たに追加され、40名程が参加しました。アンケートをとられているようで、2回赤ちゃんに触れ合うんですけれども、触れ合った後は、「自分も子どもを育ててみたい」という意識が高くなっているという報告を聞いております。この事業を続けて欲しいということにと、もう一つは阿南市の赤ちゃん授業は、地域ボランティアがかなり関わっていて、より地域に密着したかたちで独自に展開している。来年度からは、石井町も独自に、より地域に密着したかたちで展開がスタートするんですけれども、そういったところに力を入れて、広げていくのも大事だと思っています。

【事務局】

先ほど資料の1-2でご説明させていただいた赤ちゃん授業、これは県が公募で受託事業者を募集しまして、そこで受託していただいたところが小中高大学とそれぞれ一校ずつ実施していただいているものです。今、会長のほうからも御紹介がありましたけれども、阿南市なんかは独自に実施されていたりもしますので、今、ですから石井でされているのも、もしかしたら町のほうでされているのであれば、その継続については町のほうにご相談をいただくこととして、もし県の事業を受託者として小中高大学でやっていますというご主旨でありましたら、来年度また公募させていただきますので、そのときに企画書等をお出ししていただいて、実施していただくということにはなるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員】

石井町でやっておりますのも、NPO 法人独自でやっております。ですから、公募とかではなくて、こんな私達みたいなグループができて、県下のあちこちでいのちの授業を、説明不足だったんですけども、助産師会以下、本当にたくさんの方に助けていただいて、できている事業です。

【会長】

今回、大学で実施した赤ちゃん授業は保育を専門としない学生が対象だったのですが、保育士を目指している、学生も実は実習でお子さんと触れ合うことはとても多いですが、

お母さんとの交流は挨拶ぐらいで非常に少ないとも聞いています。

【委員】

私はゼミに入っていて、子育て支援センターによくボランティアに行っています。そのときに、子育てをしているお母さん方と話をすることがあります。でも、ゼミに属していない学生とかは、話をすることがないというのもしきました。

【会長】

読書のご質問について、ご回答をお願いしてよろしいでしょうか。

【事務局】

読書について、回答させていただきます。読書の生活化プロジェクトというものを推進しておりまして、図書館の蔵書数の充実でありましたり、貸出者数を増加させるなど、学校図書館活動を活性化して、学校による家庭読書につながる取組というのを充実させるような方向で進めております。資料が古いのですが、平成28年の統計によりますと、全校一斉の読書活動を小学校においては全国が97.1パーセントに対して、本県の場合は98.4パーセント、中学校ですと全国が88.5パーセントに対して、本県は88.5パーセント、高等学校については全国が42.7パーセントに対して、56.2パーセントということで、一定の成果は挙げているのですが、まだまだ読書量が足りないというのが現状でございます。そこで、ここ最近では、友達や家族におすすめ本を紹介しようというような取組を展開しております。ビブリオバトル、書評合戦というのを積極的に学校のほうでも参加するよう勧めておりまして、そうしたかたちで読み聞かせだけではなくて、子ども自身が読書に取り組む活動を展開しておりまして、本当に全く読書をしないという子どもがいないようなかたちで今後も取組のほうを勧めて参りたいと考えております。以上です。

【事務局】

先ほど赤ちゃん授業のご質問で、ご主旨としては県内広くこういう事業を広めていただきたいというご主旨だったのだらうと思うのですが、ちょっと私の回答が十分でなかったのもので、そのあたりを説明させていただきますと、我々といたしましても、できるだけ県内広くこういったかたちで実施していきたいというふうに考えておりまして、たとえば今年で申し上げますと、小学校につきましては鳴門市で実施いたしまして、中学校につきましては上勝町、それから高校については那賀高校で実施したりというようなかたちで行っております。たとえば去年ですと、吉野川市でやってみたりとか、小松島市でやってみたりとか、できるだけ広く実施できるようには取り組んでいきたいと思っております。やはり命の大切さというのを実際に赤ちゃんに触れて学んでいただくというのは、大変重要な事業であるというふうに思っておりますので、引き続き展開していきたいと、このように考えております。

【委員】

ありがとうございます。やっていただくことで、ママたちも、すごい笑顔が見えるんですね、だからまた、少子化からまたもう一人産もうという方向にもつながりますし、いじめ、虐待、そういうのもひっくるめて、本当に大事な事業だと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員】

以前にも一度お伺いしたことがあると思うのですが、資料1-4の地域子育て総合支援交付金事業の右側のほうで延長保育事業、それと一時預かり事業、これの具体的に、延長保育を何時まで実施しているところが何%あるのかとか、あと一時預かり事業、これはたぶん私達の業界で言うところのショートステイのことではないかと思っているのですが、その当たりの具体的な事業。なぜこんなことを聞くかと言えば、県下の児童養護施設は全部ショートステイ事業というのをやっています。うちもしているんですけど、まず土日なんですよね、なぜかという、土日が保育所が休みというのでお預かりしているんです。無理でしょうけど、本当は休日保育を先進的に初めていただいたらすごくうれしいんですけどね。うちに預けている保護者の方も、できれば日曜。土曜日も午前中やっているところもあるんでしょうけど、仕事の関係でお昼からお願いしますという保護者もおいでなんです。その辺りも保護者の方の就労を阻んでいるのではないかと思います。それと、保育士不足は本当に深刻です。新聞で出ましたけども、東みよし町内で町立の保育所をある法人に委託するという話ですが、新たに5~6人の保育士を集めるということで、それが確保できなかった。そこまで保育士不足も深刻化しているのかと思っています。以上です。

【会長】

延長保育や一時預かりは増えていると思うのですが、休日保育がまだまだ少ないのではないかと、先進的に県として取り組んでいったらどうかというご意見がまずありました。休日保育について最初にご回答をお願いしたいと思います。

【事務局】

休日保育をとということなんですけども、確かに日曜日も働いている人というのはいらっしゃると思うので、ニーズとしてはあるんだろうとは思いますが、先ほどから保育士さんの処遇とか労働環境という面で、なかなか保育士さんも集まらないという現状の中で、日曜日開けるということが保育所にとって、回っていくのかいかないのかという面もあるので、一概に進めますとか進めませんということ、県の立場で申し上げることはできないのかなと思いますので、そういったご意向があるということは、市町村なり民間の保育園等も把握はされていると思いますので、現状の声も聞きながら、どういふふうに県として支援していくことができるのかなということについては考えて参りたいと思います。また、先ほど御質問の延長保育が何時まで何カ所でやっていて、あるいは一時預かりというようなことなんですけども、これについては細かく一カ所一カ所ごとでどうしているということのデータが手元にはないので恐縮なんですけれども、基

本的にはそれぞれの事業について、一部やっていない市町村もあるのですが、ほぼすべてに近い市町村で延長保育事業とか一時預かり事業という、事業としての取組はなされているという状況にはあるのかなというふうには思っております。

【会長】

働くお母さんのニーズへの対応ということで、働き方の問題もあると思いますので、そのあたりのご意見を伺っていきたく思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】

少し話は違いますが、資料1と1-4に関連するんですけども、平成28年に日本産婦人科医会がアンケートをとって、これから子どもを望む人に何人ほしいですかってアンケートをとると、2人が一番多いんですね。次にその子を子育てして1歳、2歳に次に何人欲しいですかというアンケートをしたら、1人になるんです。その原因は、育児だけではなく、やはり費用、妊婦健診、分娩料、そのあとの養育の費用にお金がかかるというのが一番です。ということは第3子以降に補助するというのでは間に合わないということ。それと、徳島県では19あった分娩を扱った診療所が、この10年間で8になっております。徳島県関連の病院でも、県立中央病院しかお産ができておりません。今年の4月から、徳島市民病院が妊娠32週未満が診えなくなって、新生児の先生の関係で、NICU（新生児特定集中治療室）で32週未満の早産が診えるのは徳島大学病院だけなんです。ということは、NICUの数が限られていますので、この10年間で県外に新生児搬送をしたのは1例しかないんですけども、これからたくさん増えてくると思います。徳島県でまずは安全にお産できるような体制を早く作る必要があると考えられます。

【会長】

資料1-1にある「結婚支援からスタートして、妊娠・出産、そして子育て支援」の妊娠・出産のところへの支援をもう少し手厚くしないとなかなか少子化対策につながっていないのではないかとのご意見でした。妊婦健診に非常にお金がかかるということでしたが、補助は何回かされていると思うのですが。

【委員】

妊婦健診は昨年もお話ししましたが、14回の補助が出ています。これも徳島県は全国で1位の助成が出ております。でもこれは無料券ではないのですね。助成金なんです。超音波が4回しか助成が出ていません。実際はもっと要るときに自費診療がかかります。あくまで助成。

【会長】

そこをもう少し手厚くしていくというご意見についてはいかがでしょうか。

【事務局】

妊婦健診をはじめといたしました母子保健事業につきましては、市町村のほうが実施主体となって現在行っておるところでございます。市町村のほうも予算の範囲内でがんばっておるところではあるんですけども、今後とも産婦人科医会の春名先生をはじめ、関係者のみなさまとご相談もしながら、より良いかたちで進めていけるように、本日こういったご意見があったということはまた市町村のほうにお伝えしたいと思しますので、今後ともよろしく願いいたします。

【委員】

保護者の側からしたら、幼稚園の預かり保育が3歳～5歳、保育所、認定こども園が0歳～5歳、幼稚園の長時間預かり保育、一時預かり事業、家庭的保育と、たくさんのカテゴリが乱立していて、実際、徳島はどういう方向に進んでいるのか、ちょっとこれだけあると本当にどこに軸を置いているのかわからない部分があって、徳島県が今したいことはどういう方向に向かって、何歳に向かってこういうことをするというのを、もう少しぱっと見てわかるような広報というか、政策が必要なのではないかと思います。特にこども園に関しまして、最近5081園にまで増えてきましたので、3歳以上というのは効果が出てきたと、全国的に見まして。全国的に見て問題となっているのは、1歳児・2歳児。特に2歳児というのが、働き方改革で育休が去年の秋から2年となったので、育休2年とったら、明けたときに2歳児をさあどうするかということで、2歳児の受入れというのがこれからの確保、緊急なる課題であるのではないかとというのが、全国にお話しするとでてきます。あと、それに向かひまして、先ほど申しました枠組みの中に、最近、国のほうでも予算100億ぐらいとりまして、2歳児の受入のために幼稚園接続保育ということで平成30年からだいたい予算が組まれているんですけども、幼稚園のまま保育を必要とする2歳児、3号認定こどもを定期的に預かる仕組みというのが創設されているんですけども、徳島県はこれに対してどういう取組でやられるのか。けっこうこれ、緩いんですね、受入にあたって市町村の利用調整が不要。給食の自園調理が不要。職員の占める有資格者の割合は3分の1以上でもよい。実施要件を柔軟化しているということで、この平成30年予算に盛り込まれてます。あと、補助単価は基本分として子ども一人日額1,850円を措置、8時間を超えた場合は長時間加算として1時間あたり230円を加算と。11時間預ければ、合計2,540円ということになります。これと別途に、市町村で徴収しても良いということにもなっています。3歳児・5歳児に対する預かり保育についても、長時間の預かりに対する加算単価を1.5倍に増額したり、事務負担に対する加算を1施設あたり年額約138万円ということで、ここの新しいこの前からあるんですけども、充実させているので、全国的に2歳児ぐらいをいろいろなところに分散させたり、幼稚園のほうにこの制度を使って、0歳とか1歳を保育園のほうにやることで、緊急的に負荷を、今の保育ニーズに対応させるという方向が一つの方向としてありそうな感じなのですが、そこらへんは徳島県さんのほうとして、どういう計画があるかお聞きしたい。

【会長】

子育て支援については、いろいろな事業がされているが、それぞれやっけていて、なかなか全体像というのが見えにくいのではないか。その意味では情報の発信の問題も関係してくると思います。それと、2歳児の受け入れ幼稚園（接続保育）の課題についてのご質問があったと思いますので、ご回答をお願いします。

【事務局】

まず現在の保育ニーズの話というのをさせていただいたらと思います。先程来、待機児童というようなことが問題になっているところですが、去年の10月1日現在、県内全体で217名という待機児童がおります。この年齢構成というのを見て参りますと、ゼロ歳児が132名ということでもう大多数を占めております。1歳児が58名、2歳児で18名、3歳児以上で9名ということになりまして、要はこの3歳児、高年齢になればなるほど、先ほども保育士さんが不足してというお話もあるんですけども、保育士さんを何人に1人置かなければならないという配置基準が緩くなりますので、そういったこともありますし、0歳児について申し上げますと、育休から復帰してくる人というのが、4月以降に会社に復帰したいので預けたいですというようなニーズが出てくるので、そこが一番多くなっているということになるのかなと思っています。その受け皿をどうしていくのかということになるんですけども、これにつきましては、各市町村におきまして、子ども・子育て支援事業計画というのを策定していただくようになっております。その中で、保育所をどれぐらい作るとか、あるいは認定こども園をどれぐらい作るというようなことで、計画的に整備をしていただいているということになっています。その整備について、県の計画の中では支援していこうという方向で進めておりますので、基本的には保育所なり認定こども園を整備していく中で、0・1・2歳児あたりを吸収していこうという方向で県全体では進んでいっているということになってはおります。

【会長】

待機児童としては0・1歳児が圧倒的に多いということですね。

【委員】

結局、さっき言ったように、0歳から2歳までに保育ニーズというか、負荷がありすぎて困っているというのであれば、幼稚園で2歳児を預けてもらうことによって、保育所で余裕ができた分を、0、1、2歳児の受け皿を拡大するというか、そういうほうが早いというか。

【会長】

各市町村には支援事業計画があるんだけど、まず徳島全体のビジョンのようなものを立てて、0から2歳児の受け皿を厚くするという方向もあるのではないかとのご意見だと思います。

【委員】

これは一つなんですけども、さっき言われた支援員というのは、支援員の要綱というか資格というのは、場所によってちょっと曖昧なんですかね。ある事業では、当分の間こうしますというような書き方をしていますので、県下でも結局市町村ごとに支援員の要件というのが、曖昧なのかどうなのか。

【会長】

子育て支援員の規定のようなものがあるのかという御質問でしょうか。

【委員】

規定はあるのですけど、それが場所によって違うのか。

【事務局】

子育て支援員制度についての御質問ですので、ちょっと制度的な面からのご説明をさせていただきますと、これが平成27年の4月に子ども子育て支援新制度がスタートしまして、子育て支援サービスが拡充していくということに伴いまして、そこで従事する人材を確保していく必要があるという前提の下に、保育とか子育ての支援、そういった仕事に関心をお持ちの子育て支援分野の各事業、いろんな小規模保育とか家庭的保育、一時預かり、事業所内保育、ファミリーサポートセンター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、社会的養護関係施設、子育て支援に興味をお持ちの方、そういったところで働こうという方に対しまして、一定の研修を終了した方を子育て支援員ということで認定いたしまして、そういう方に先ほど紹介したようなところで働いていただくということで創設されたものです。この子育て支援員につきましては、国が示すカリキュラムを全国共通の研修課程ということで定めておりまして、徳島県とかあるいは市町村等が実施いたします子育て支援員研修、これも全国统一のものなんですけど、子育て支援員研修を修了した方を子育て支援員として認定して、この方は全国で通用する資格というような、資格と申し上げていいのかわかりませんが、認定しているということになっております。ですから、全国共通の資格のようなもので定められているという状況でございます。

【委員】

例えば、更新講習を受講せず、免許が休眠状態の場合もあるかと思うのですけども、徳島県では休眠状態のままでも働けるのですか。

【事務局】

この子育て支援員というのは、保育士さんとか保育教諭という免許なり資格制度とはちょっと別のカテゴリで動いていますので、一定の研修を受けた方が子育て支援員という準資格的なものを取得するということになってますので、保育士資格とか保育教諭というのとは別のカテゴリということでお考えいただいたらと思います。

【会長】

子育て支援員ですが、子育て支援に興味がある人が、給与面は課題があるかもしれませんが、自分の時間に合わせて働くことができます。また、保育士、保育教諭の負担を軽減していくという面もあるということなので、活用をもっと進めていくといいと思います。

【委員】

資料1-2の中に、妊娠・出産支援ということで、産前・産後の母親相談事業、これが入っております。これももう5年ぐらいになりますけども、その中の訪問相談というのが2年前から開始されております。予算を見ると、ほかと比べてずいぶん少ないなと思うのですが、お母さんはこの訪問相談というのが、非常に希望されているんです。もう本当にこの予算内ではできないというぐらいの、お母さんのご希望がございました。現実に29年度はそうでした。それについて、周産期、それから産後の1年間というのは非常にお母さんの産後の健康の支援と、虐待防止にもつながっていくものです。周産期、その産後というのは非常に大事で、先ほど委員もおっしゃったように、その根幹のところはしっかりしないと後にはうまくいかないんじゃないかなと思っております。そこで、私が言いたいのは、ようやくその訪問相談のところの差別のない支援ということで、お母さんに支援ができる、そういう支援を目指さなかったらいけないと思います。そのように訪問相談がお母さんが非常に希望されているもの、そういうものに県が取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかなと。実際、予算はあると思いますけれども、そういうものに取り組んでいただきたいなと思います。それと、先ほど保育士が妊娠時期を決められる、それについては私はよくわかりませんが、こちらのほうでそういうことが本当にあるのかをお聞きしたいと思います。

【会長】

資料1-2の周産期の母親の子育て支援、中でも相談ニーズが非常に高いということで、充実していくべきというご意見でした。育児不安を抱えているお母さんも多いので、気軽に相談できる人が身近にいるというのは、安心につながっていくと思います。この事業に関して、保育士の先ほどの御質問に対して、そういう実態があるのか、ご回答をお願いできたらと思います。

【事務局】

まず資料1-2の産前・産後の母親相談事業について、これについては訪問相談の非常にニーズが非常に高いのだというお話をいただきました。我々といえども、ニーズに対応できるようなかたちでの予算組みというのを当然、やっていく必要があろうかと思っておりますので、引き続き訪問相談も含めたかたちでの予算ということで確保させていただくつもりでございますので、引き続き助産師会さんにはこの事業について御協力をいただければというふうに考えております。それと保育所で妊娠について時期を決められるというようなお話なんですけども、なかなかその保育士不足の中で休みに入られるとシフトが回らなくてという、現状としてはあるのかなと思いますけども、それが

決められたものというようなかたちで実施されるとなると、労働法上問題はあるのかなと思いますので、もしそういったお話があるようでしたら、個別にご相談をいただけたらと思います。お願いベースではもしかしたら保育士不足の中で、できれば御協力というような話があるのかもしれませんが、それは強制ではないはずですし、もしそんなことがあればそれはそれで問題になるのかなというふうに思っております。

【委員】

そういうことは県としては無いというご判断ですか。

【事務局】

そうですね。どういうふうな言い方をなさっているのかということはありませんけれども、そういう具体例があれば個別にご相談いただければと思います。

【委員】

わかりました。ありがとうございました。

【会長】

議事（２）の「第２期徳島はぐくみプラン」の進捗状況について移らせていただきたいと思います。このことにつきまして御意見がございましたらお願いしたいと思います。

【委員】

新しい議題というところなんですけども、少し保育所の現状とかをお伝えしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。保育士不足というところで、実感として感じるころではあります。民間・公立問わず、保育士不足により待機をしてもらっているご家庭もあるという現実はあるかなと思います。新しく予算が付いたりしているところで、喜ばしくも思うのですけども、保育士の仕事というのはただ人が増えればうまくいくかという、それではなくて、現在、社会の影響なんですけども、コミュニケーション能力の低下というのがあると思うのですが、コミュニケーション力のない人を育てながら、子どもたちにも関わっていくというところで、本当に困難なところもたくさんあります。また、そこで経験を積んだ保育士というのが必要なところなんですけども、定着率も悪いというところでやはり、そもそも根本のところ処遇のところにあるのではないかなというのは実感として感じるころです。処遇改善もされているものの、まだ追いついていないのではないかなと思うころです。今年度、キャリアアップのというところで、４万円と５千円の処遇改善もあったんですけども、キャリアアップの方法というのがちょっと現場には即していないというところで、そのために混乱が起きているという話も聞くころで、それは少し改善をされたという、国の方針が変わったというころも入っています。先ほど、幼稚園免許と保育士資格の併有のところで補助があるっていうころもお伺いしたんですけども、正規職員に対しては補助があったりするんですけども、保育現場には臨時の職員もたくさんいます。その臨時の職員に対してもこの補助というのは行き渡っているのでしょうかということが、一つ質問としてお答えいただき

たいなというところですか。あともう1点、認定こども園がどんどん増えています。保育士と幼稚園教諭と一緒に働くようになるんですけども、保育士が受けなければいけない研修は、幼稚園教諭の初任者研修、そして幼稚園教諭が受ける保育士の研修は中堅の研修という、実態があるというところで、それはなぜなのだろう。保育所は、0歳児から5歳児までを保育しています。なのにその経験に問わず、初任者研修を受けるといふのはなぜなのかなとちょっと疑問に思うところです。そして、幼稚園の先生方は、乳児の保育の経験は無いところでも、中堅の保育士資格の研修を受けるということになっているそうなので、これはどういうことなのか。制度、法律の関係なのかなと思いつつ、どういうシステムなのかなということも教えてほしいと思います。保育所の仕事というのは、子どもを育てるといふのはもちろんなんですけれども、第2期徳島はぐくみプランの施策体系の中にもありますように、貧困の状況にある子どもへの対応、子育て支援、家庭の子育て力を向上するための取組、多子世帯への支援、食育の推進、地域における子育て支援、児童虐待への対応など、それから障がい児保育もやっております。いろんなことをやっているのだから、本当に現場的には厳しいものがありますので、その状況もご理解をいただけたらいいかなと思います。

【会長】

現場の貴重なご意見をお聞きすることができたと思います。待機児童の問題のためには量の確保も必要なんですけども、質の向上ということも考えていかないといけない。そのためには研修をもっと充実していくことが大事だと思います。ご質問がありましたので、一つずつご回答していただけたらと思います。

【事務局】

まずは、保育士資格しかない方が幼稚園教諭の免許を取る、あるいは、幼稚園教諭免許をお持ちの方が保育士資格を取るというかたちで補助をさせていただいているんですけども、平成29年度、本年度までは、常勤的な職の方に限られていたところなんですけれども、それでは不十分ということで、平成30年度からは、非常勤の職員さんでも大丈夫、臨時さんでも大丈夫ということで、より幅広い人に資格取得の支援ができるようなかたちに制度が変わりますので、特例期間である、30・31年度につきましては、非常勤、短時間でパートで働いている方の資格取得も支援できるようなかたちで国の制度が変わりましたので、県としてもそれに応じて支援をさせていただくようになるかと思えます。あと、研修のことなんですけども、実はこれが一番苦慮しております。保育所から認定こども園になりますと、幼保連携型の認定こども園になりますが、保育教諭を置かなければならないというかたちとなっております。保育教諭とは、保育士資格をお持ちの方と幼稚園教員免許もお持ちの方ということになりまして、教育をするということで、教員の研修ということで法定の研修がありまして、初任者研修でありますとか中堅の研修ということでやるということになっているんですけども、所管が教育委員会ではなく、知事部局で保育教諭の研修をするようにということになりまして、なにぶん、県の福祉部局、今は所管が県民環境部ですけども、教員向けの研修のノウハウがないところで手探りでやっている関係で、一部ご負担があるのかなと思いますので、これから

より良い研修制度がどうかたちでできるか検討させていただきたいと思っているところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

今回は、新規事業がたくさん紹介されておりますけれども、保育士不足問題、周産期の子育て支援の充実が中心の議論になったように思います。どうでしょうか、結婚支援に関して新しい事業がたくさん入っておりますので、そのあたりでご意見をお願いしたいと思います。

【委員】

勤労者福祉ネットワークの井口と申します。私どもの団体のほうで、マリッサとくしまのほうを委託を受けて運営いたしております関係と、私個人的には阿波の縁結びサポーターということで、活動させていただきまして、私がフォローさせていただいたカップルが成婚して、赤ちゃんが生まれましたというご報告をいただきまして、身内のことのように喜ばしく思っているところでございます。この男女の御縁の世界というのを数値で表すということはとても難しく、予測も難しいものであるということを感じているところですので、進捗状況の中にも入っておりますけれども、こちらの数値のほうに関しましては、どんどん上方修正できるように、数値が上がるように努力して参りたいと思います。マリッサとくしまは現在、幅広い年齢の方にたくさんご利用いただいているんですけども、利用される方々の各ステージに合わせた魅力的なイベントの発信でありますとか、情報の提供を行うことができますように、次の新しいプロジェクト、加速化事業として入っております。若い方々のアイデアをたくさんいただきながら、魅力的なイベントをたくさん開催できるようにですとか、信頼されて気楽にご利用いただける場所となるように、運営させていただける限り努力してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【会長】

若い方の意見をもっと取り入れながら、複数の事業、例えば防災、地域興しなど、いろんなものと組み合わせながら、若者の出会いの場になるようなプロジェクトを進めて、相乗効果が望めるような取組にして欲しいと、ご意見をお伺いしながら感じました。

【委員】

一点教えてください。企業主導型事業所内保育施設開設サポート事業、これは新規で所轄は商工労働観光部になっておりますけど、この中で現在11施設、定員488名分の施設が設置されているということになりますけども、11施設というのはどれだけの企業で、どのような企業が設置しているのでしょうか。

【会長】

資料1－6の具体的な施設の規模についての御質問だったと思うのですが。

【事務局】

企業主導型の保育施設につきましてのお問い合わせでございますが、現在公表されております状況によりますと、医療法人が運営される施設、学校法人で運営される施設、あるいは製薬会社で運営される施設、主に法人といたしましてはそのようなところでございます。定員としてはだいたい30人もしくは20人ぐらいまでの施設になっております。2月末の時点で、国の助成事業として採択されましたのは、16施設でございます。

【委員】

何を言いたいかという、企業内保育所というのは、大きい企業とか事業所・団体でなくともこういうものってなかなかできない。徳島はほとんどが中小企業なわけで、中小企業が企業内保育所を設けるということはなかなか難しいと思うのです。これをやるなというわけではないのですけども、これは相談なんですけども、先ほど橋本委員さんが最初に保育士が不足していて、保育所ではいついつまでは子どもを産んじやいけないというようなことを言われたと言っているけれども、中小企業の場合、なかなか余剰人員がないわけですよ。そこで女性が出産・育児で1年から2年ぐらい職を離れると言うことになると、企業にとってはすごく痛手で、いろんな専門的な技術の職の場合、そういう方がいなくなって、おいそれとすぐ補充なんかはできない、難しい。その間はじゃあどうするのかと。企業としては非常に悩ましい問題で、一方で女性の働いている方もですね、自分が休みを取ったり長期に出産とか育児で会社を空けるということになったら、非常に会社にとって不利益をもたらしてしまうということで、出産を抑制したり、また仕事をしながら育児というのは難しいというので、もう会社を辞めようかなみたいなこともまあまああると思うのですよ。特に中小企業の場合は、人の補充とかが非常に難しい職場で、その人が休んだら次、この人を当てればいいやというふうにはならないのですよね。これはだから県民環境部の管轄ではないのかもしれないのだけれども、そういうところで出産を抑制したり、育児がおろそかになるというところがあって、なかなか行政としてできることはないかもしれないのですけれど、そういう悩みというのが徳島の中小企業の多くが抱えているのではないかと思います。問題提起みたいなかたちですけれども。以上です。

【会長】

女性の活躍を推進していこうということで、その一つとして企業内保育所の充実はとも期待されていると思うのですが、なかなか中小では難しいのではないかと御意見でした。

【事務局】

先ほどの中小企業ではなかなか企業主導型はということなんですけども、実際、現在運営されている企業主導型保育事業も、共同事業のようなかたちで企業が一緒に入って

やっているところもあるという、事実としてお伝えさせていただくというのと、そもそも女性が出産するために会社を辞めてというのは前近代的というか、一昔前の話で、就業率の年齢別のグラフを見ると、30代で落ち込んで、M字カーブというふうに業界では言われているんですけども、それが結構深く入っていたんですけども、それでは困りますよねという話の中で、やめなくても子育てができる環境を整えていきましょうということで、先程来ご説明もしてます、保育所あるいは認定こども園というのを積極的に市町村が中心にはなりますけども、作っていつているということがベースにはあるんだろうと思います。そういうかたちで待機児童は出ているものの、定員はどんどん増やして行って、中小で働く、働いている方は、ほぼ中小で働いていると言ってもいいぐらい徳島県の現状としてはあると思いますので、そういった人が入りやすいようなかたちで基本的には保育所を整備していくというのが基本なんだろうと思います。さらに、企業主導型ということで、これは大企業中心だという御指摘はありますけども、その中でも、先ほど申しましたように、中小企業が共同で利用するというかたちもありますし、子育てをしながら会社も辞めずにキャリアアップを図っていけると、こういう世界を目指していると。国も目指していますし、県もそういう方向で施策を展開していると、そういう状況なのかなと思いますので、直接のお答えにはならないのかもしれませんが、そういった方向で世の中が動いてますというお話ということでお聞きいただければと思います。

【会長】

保育所、認定こども園、さらには企業内保育所を充実しながら、子育て、出産で仕事を辞めるということがないように、支援をしていくという方向ということです。

【委員】

辞めるとかいうのではなくて、要するに自分が仕事から離れたら、中小企業などではそう補充がきかないと。そういうので出産をちょっと遅らせたり、仕事に比重をついつい置いてしまうので、結婚とかも遅くなったりとか、出産とかもちょっとしなかったりとかですね、そういう問題が僕らの周辺でも見えるのでね。これが別におかしいと言っているわけではなくて、そういうこともなかなか出産が伸びない背景にはですね、あるんじゃないかなと。そういうことをフォローするというのはなかなか行政的には難しいんだろうけれども、そういう悩みを抱えている企業とかは多いんじゃないかなと思います。

【会長】

仕事を続けられるかというところで、結婚・出産をためらう若者がいるのではないかなということですね。意識改革というところも問題になりますので、その取組みについて、最後にご説明をお願いしたいと思います。

【副会長】

今、委員の皆様のお話をお伺いしたところ、ほとんどの議論の中心が、やはり保育と

いうところで、働き方に関しての意見交換がまだまだ少ない状況にあるのではないかと
いうことを強く感じています。冒頭、田尾部長さんがおっしゃった、ご自身が入庁され
てからの35年間で子どもの人数が半分になったという衝撃的なお話がありましたが、
いろいろな施策がある中で、ここに楔を打ち込まないと少子化に歯止めがかからないと
いうのは、「男性の働き方」です。いろいろな企業の経営者の方々とお会いしてお話を
聞いたり、働いている子育て中の方のお話を聞いたり、私どもが10年ほど毎年1回開
催させていただいている知事との懇談会でも議論されているのは、意識の面でも実践の
面でも男性の働き方を変えない限り子どもの人数が減少することに大きな変化はなく、
下方修正され続けるだろうということです。

そこをどのようにして発信して浸透させていくかということについてですが、経営者の
方々から、うちの会社でいちばん効率的な仕事をするのは、子育て中の女性社員だとい
うことを折々に聞くんですね。それがどういうことかということ、家に帰っても、仕事を
しているときよりもいっそう忙しくて、いろんなことを同時進行で、あるいは前後切れ
目なく考えて動いていかなければならない、その育児力、子育て力がすなわち仕事力に
つながっているというのです。一方、男性、パパは、家に帰ってもスマホをいじっ
たり、「手伝ってよ」って、手伝うという言葉がいいかどうかはわかりませんが、
お皿洗いをちょっとしただけでイクメンだと思っている。そここのころの意識も大きく
変えていかなければならないですし、お父さんの子育て力がつけば、職場での仕事力も
同時に高まっていくのではないかと思います。加えて、職場だけでなく地域で培った経
験、人間力、人脈なども仕事と家庭生活の双方向に生かせるという、そこにいっぱい宝
の山があるのに、そこにもっともっと予算をつぎ込んでいくべきだと思います。例えば、
今お話を聞いた中では、赤ちゃんとふれあうことを子どものうちからすることも大事で
すし、今お話を伺って思ったのは、マリッサで成婚が決まった方、カップルになった方
々に、男性と女性が一緒に子育ても仕事もやっていく、そういった家庭づくり地域づ
くりをしていくことを趣旨とした研修を盛り込むなど、具体的な方法はいくつもあると思
うのですね。

そこができていないと、保育士さんをいくら確保しても定着につながらないと思うので
すね。やはり働き方を変えていかないと。家庭を大事にして、元気な家庭から職場に行
って、時間内に仕事を終わって、家族との時間を大事にする、そういう地域づくり家庭
づくりをしていく必要があると思うので、少子化対策は男性の働き方改革と一体的に。
一例だけ。徳島でそういった働き方改革のリーダーシップをとっていらっしゃる西精工
さんに勤めている社員さんを夫に持つ方で、保育士をされている方が、「出産しても正
規で戻りたい」と所長さんに言ったということをお前回もご紹介させていただきましたが、
その言葉に象徴されるような徳島をつくり、男性の働き方の見直しと一体的に進めるこ
とができればいいのではないかと思います。以上です。

【会長】

少子化対策は非常に幅広いし、総合的に取り組んでいくことがとても大事だと思いま
す。